

支援施策の概要

県や市町村では、被災者が一日も早く元通りの生活ができるよう、様々な分野にわたる支援施策を実施し、新聞やホームページ等の各メディアで広報を行うとともに、避難所や県・市町村の相談窓口等において各種の相談を受け付ける等、積極的な周知活動を行った。

これらの一環として、支援施策の内容や問い合わせ先をとりまとめたパンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」を2万部作成し、支援施策を有効に活用してもらうための周知に努めた。

※ その他各部局等が実施した支援策や活用できる事業などについては、「平成12年鳥取県西部地震の記録」（平成13年10月発行）を参照

パンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」から転載

鳥取県西部地震で被災された方々へ
～県の緊急支援対策～

元気です。

平成12年10月6日午後1時30分頃、鳥取県西部地域を震源とする「鳥取県西部地震」により、県内の各方面に多くの被害が生じました。県及び市町村では、この地震で大きな被害を受けた方々が、一日も早く生活の再建が行えるようさまざまな支援を実施しています。被災された方々がこれらの支援策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめました。どうぞお気軽にご相談ください。

鳥取県西部地震の被害の概要
(平成12年11月17日現在)

人的被害	
負傷者	97名
住家被害	
全壊	338戸
半壊	1,939戸
一部被害	10,487戸
被害総額	約454億円

問い合わせ・相談窓口等

※ それぞれの手続きには、申請書や添付書類が必要となります。お気軽に被害者の問い合わせ・相談窓口にご相談ください。
※ また、経産の発生上全ての支援策を記載しているわけではありません。記載された施策以外のこともご相談ください。

区 界	総合相談窓口		生活・住宅相談窓口	
	窓 口 名	電話番号	窓 口 名	電話番号
米 子 市	災害復興推進室	0859-23-5630 ～5935	住宅復興窓口	0859-23-5636 ～5637
境 川 町	災害復興推進室	0859-47-1069	防災復興窓口	0859-23-5105
境 川 町	市民生活課	0859-66-3111	生活支援 災害復興推進室	0859-47-1069
倉 敷 町	総務課	0859-64-2211	児童福祉 児童福祉課	0859-47-1051
河 本 町	災害復興推進室	0859-68-4640	住宅補助 総務課	0859-64-2211
日 高 津 町	総務課	0859-27-0211	防災復興 総務課	*
津 江 町	総務課	0859-56-3111	住宅補助 総務課	*
大 山 町	総務課	0859-53-3311	生活補助 児童福祉課	0859-39-5055
名 取 町	総務課	0859-54-5201	生活補助 児童福祉課	0859-54-3111
中 山 町	総務課	0858-68-6111	生活補助 児童福祉課	*
白 河 町	総務課	0859-82-1111	生活補助 福祉保健課	0859-82-0374
日 野 町	市民生活福祉課	0859-72-0334	生活補助 児童福祉課	*
江 井 町	総務課	0859-75-2211	生活補助 児童福祉課	0859-62-0711
溝 口 町	災害復興推進室	0859-62-0711	生活補助 福祉保健課	*

県 関 係

●生活・福祉・復興関係	0857-26-7144	●農林水産関係	0857-26-7256
福祉保健部福祉保健課	0858-23-3141	農林水産部林業課	0859-31-9641
中部健康福祉センター	0859-31-9315	米子地方農林振興推進課	0859-72-2002
* 日野地域保健福祉部	0859-72-0041	環境水産事務所	0859-42-3167
生活福祉部防災危機管理課	0857-26-7584	●観光関係	
土木部土木課	0857-26-7406	観光部観光課	0857-26-7053
●農工業・サービス関係		西部農林事務所	0859-31-9621
商工労働部経済流通課	0857-26-7249	●教育関係	
西部農林振興工務課	0859-31-9636	総務部総務課(私立学校)	0857-26-7022
		教育委員会生涯学習課	0857-26-7516

ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

鳥取市東町1-220 災害復興推進室 0857-26-7844
米子市総町1-160 災害復興推進室西部事務所 0859-31-9797

さらに詳しい内容や不明な点は、裏面に記載の各市町村担当窓口あるいは連絡先欄に記載の県庁各関係課等に直接お尋ねください。

< 1 住宅の建替えや補修 >

項目	事業内容	連絡先
1 住宅復興補助金の交付	被害を受けた住宅の新築・購入・改築・増築、住宅の補修・液状化現象等が生じた住宅の敷地の整地等、石垣・擁壁の補修を行われる方に対して、県と市町村で補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> 住宅新築等 (補助対象限度額) 300万円/戸 (補助率) 県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合には限ります。 住宅補修等 (補助対象限度額) 150万円/戸 (補助率) 50万円以下部分：県1/2 50万円超部分：県1/3 石垣補修 (補助対象限度額) 150万円/毛地 (補助率) 県1/3 ※補助対象範囲と市町村の補助率は、地域の実情に応じて各市町村が定めますので、詳しくは市町村にお尋ねください。 	住宅課 0857-26-7408
2 災害復興住宅資金(住宅金融公庫等)の利子補給	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給を行います。	住宅課 0857-26-7399
3 災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子とします。 (融資限度額) 建設 400万円 (20年償還・据置なし) 補修 200万円 (10年償還・据置なし)	住宅課 0857-26-7399
4 民間賃貸住宅への家賃補助	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411
5 民間借上げ空き家への家賃補助	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411

項目	事業内容	連絡先
6 災害復旧資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次のとおり災害復旧資金をお貸しします。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (貸付限度額) 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けた方 150万円 世帯主が1ヶ月以上の借を負われた方 150万円 (償還期間) 10年以内 (償還期間3年以内) (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※世帯人員により所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158
7 生活福祉資金の中の災害復旧資金・住宅資金の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯 (身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯) あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要となる資金をお貸しします。 ただし、6の災害復旧資金と重複してお貸しすることはできません。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (資金区分及び限度額) ①災害復旧資金 150万円 ②住宅資金 245万円 ①と②の重複貸付 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※低所得世帯は所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158 鳥取県 社会福祉協議会 0857-21-2272
8 母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性 (配偶者と離別等した方) が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 (資金区分と限度額) 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居費等住宅資金 26万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※寡婦及び40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。	子育て支援課 0857-26-7150 西部健康福祉センター 0859-31-9311 中部健康福祉センター 0858-23-3126
9 県営住宅の家賃免除	被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間 (平成13年9月まで) 家賃を全額免除します。 この場合、県営住宅の入居資格 (所得要件等) に関係なく入居でき、家賃は免除期間中の徴収を猶予します。 ※ただし、県営住宅の空き家が生じた場合には限りません。	住宅課 0857-26-7411

<3 授業料などの負担の軽減>

項目	概要	内容	連絡先
17 県税の減免	県税について次のような減免措置等が講じられます。 <ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税の減免 被災不動産やそれに替わる不動産に係る減免措置 個人事業税の減免 事業用資産に措置を受けた方や住宅又は茶畑に措置を受けた方に對する減免措置 中西等の直轄の提出期間延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期間延長 徴収金の徴収猶予 全額・半額等の措置を受けた方の徴収猶予 	0857-26-7053 総務課	
18 私立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 全額、半額の措置：全額免除 上記以外の措置：半額免除 (対象となる学校) 私立高等学校………岩倉短期大学 私立保育専門学校………子育て支援課 県立徳科衛生専門学校………庶務課 県立看護専門学校……… 県立高等学校………高等学校課・各高等学校	0857-26-7022 総務部総務課 0857-26-7150 子育て支援課 0857-26-7189 医療課 0857-26-7199 高等学課 0857-26-7698 各高等学校	
19 奨学金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) 日本育英会奨学金………日本育英会 鳥取県育英奨学金………高等学課 鳥取県専修学校等奨学金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課 介護福祉士等奨学金………福祉保健課 理学療法士及び作業療法士奨学金……… 看護職員奨学金………医療課	日本育英会 0857-26-8328 高等学課 0857-26-7516 同和対策課 0857-26-7073 同和対策課 0857-26-7534 福祉保健課 0857-26-7141 医療課 0857-26-7189	
20 日本育英会奨学金の緊急採用	実家の被災などにより家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生などについて受け付けます。	日本育英会 0857-26-8328 在学している各学校	
21 専修学校等奨学金等の年度中途申請の受付	災害等に基づく経済的理由により年度中途において修学が困難となったとき、年度中途における奨学金の貸与の申請を受け付けます。 (対象資金) 鳥取県専修学校等奨学金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課	同和対策課 0857-26-7073 同和対策課 0857-26-7534	
22 高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に就学が困難な方に対して、教科書等を支給します。 (1年以内)にり災により住居に半壊以上の被害を受け、その際、教科書等を紛失した場合)	高等学校課 0857-26-7516 各高等学校	

<2 生活再建と心のケア対策>

項目	概要	内容	連絡先
10 被災者生活再建支援金	住宅が全壊した世帯または半壊で住宅が解体となった世帯に對して、生活必需品等の購入のための経費として支援金を支給します。 (支給限度額) 37.5～100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。	防災危機管理室 0857-26-7584	
11 被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合には、その一部を県費助成します。 (助成額) 1世帯あたり10万円 (特設20万円) ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円 (特設10万円)	長寿社会課 0857-26-7860	
12 生活福祉資金の特例貸付(小口貸付)	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とする世帯に貸付をお貸しします。 (貸付限度額) 10万円 (1世帯1回限り) (利率) 無利子 ※所得制限はありません。	福祉保健課 0857-26-7158 鳥取県 社会福祉協議会 0857-21-2272	
13 母子専修福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母(母子家庭となつて5年未満の方)に生活資金として、次の資金をお貸しします。 (貸付限度額) 月額10.3万円(2年間に限り) ・生活資金 月額10.3万円(2年間に限り) (利率) 6年割(借入期間含む) 無利子	子育て支援課 0857-26-7150 西部健康福祉センター 0859-31-9311 中部健康福祉センター 0858-23-3126	
14 「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に對して、メンタルケア相談を実施しています。 実施期間 11月10日～平成13年3月31日 相談時間 午前8時30分～午後5時まで 電話番号 0859-31-2220(米子保健所) 0859-72-2220(米子保健所窓口)	健康対策課 0857-26-7769	
15 医師・保健婦による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健婦による健康相談を実施しています。	健康対策課 0857-26-7769	
16 子どもの心の相談窓口の設置	地震により心のケアを必要とする児童に對して、児童相談所の専用電話で心理判定員等が相談に応じています。 専用電話 0859-33-1471 また、災害に起因すると考えられる児童・生徒の心身の減損に對して、臨床心理士などの専門家が電話・訪問により相談を行っています。	子育て支援課 0857-26-7149 小中学校課 0857-26-7512 体育保健課 0857-26-7528	

< 4 産業の再建 >

項目	事業概要	内容	連絡先
23 震災対策商工業復興のための支援対策	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金の貸付	被害を受けた企業を支援するための特別資金をお貸しします。 (貸付限度額) 5,000万円以内 (特認1億円) 償還期間 2,000万円以内 (特認5千万円) (償還期間) 10年 (特認2年) (未償利率) 保証無0.64%、保証付0.54% (信用保証料) 当初6年間は無利子 当初6年間は0%	経営流通課 0857-26-7249 商工団体
		被害を受けた企業が融資を受けた場合、融資が行われた日から6年間、未償利率を0%とします。	経営流通課 0857-26-7249
信用保証料軽減補助金	融資の実行の日から6年間、信用保証料を0%とします。		
24 鳥取県西部地震に係る農商工利度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に農商工利度融資を利用し、約定とおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施します。 (内容) 1年以内の償還猶予及び1年以内の貸付期間延長		経営流通課 0857-26-7249 商工団体
25 中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金をお貸しします。 (貸付限度額) 一般 5,000万円 組合等 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認1年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.43% 保証付2.05% (信用保証料) 0.8%		経営流通課 0857-26-7249 商工団体
26 中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金をお貸しします。 (償付限度額) 経費の2/3以内で 5,000万円 特認あり (償還期間) 12年 (特認2年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.70% 保証付2.31% (信用保証料) 0.8%		経営流通課 0857-26-7249 市町村 (即小売サービス業のみ)、 商工団体
27 小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に次の融資を行います。	区分 一般 小口 特別 小口	経営流通課 0857-26-7249 市町村、商工団体
		対象者 従業員20名(商業サービス5名以下) 貸付限度額 1,500万円 償還期間 設備7年 (特認1年) 運転5年 (特認6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.6%	
28 同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の同和地区中小企業を対象に次の融資を行います。	区分 一般 小口 特別 小口	経営流通課 0857-26-7249
		対象者 従業員20名(商業サービス10名以下) 貸付限度額 1,500万円 償還期間 設備7年 (特認1年) 運転5年 (特認6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.5%	経営流通課 0857-26-7249 部 連解放同盟鳥取県連合会 0857-22-2361 市町村、商工団体

項目	事業概要	内容	連絡先
29 小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に要する経費をお貸しします。 (償付限度額) 経費の1/2以内で4,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) (担保保証人) 担保業 保証人2名 (未償利率) 0%		経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
		従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) リースは3~7年 (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1,394~2,992%	
30 小規模企業者等設備貸与	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) リースは3~7年 (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1,394~2,992%		経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
		中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売を行います。	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
31 中小企業ハイテク設備貸与	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1,394~2,992%	区分 一般 特 別	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
		対象者 従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
32 鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り受けた場合に、借入れ後6年間に限り、金利負担と保証料負担をゼロにします。 (未償利率) 0% (信用保証料) 0%	区分 リストラ特	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
		対象者 従業員300名以下	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
33 水産業復興支援緊急対策資金の貸付	被災された漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、被災された加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 (未償利率) 0% (信用保証料) 0%	区分 一般 特 別	経営流通課 0857-26-7260
		対象者 被災後6年間に限り0% 7~10年 0.6% 漁業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金 借入れ後6年間に限り0% (信用保証料) 上記資金について借入れ後10年に限り0% ※無担保保証制度もあります。	経営流通課 0857-26-7313
34 林業改善資金の貸付(被害森林整備資金)	被災された森林所有者の方に対してお貸しする被害森林の整備に必要な資金について無利子とします。 (償付限度額) 120万円/ha (未償利率) 0% (償付期間) 5年		経営流通課 0857-26-7264
			経営流通課 0857-26-7264

鳥取県西部地震の被災者の皆さんへ

鳥取県では被災者の皆さんの一日も早い生活の再建と安定に向けて、いろいろな制度や相談窓口を設けています。

貸付金について

被災されたかたの生活や事業（商工関係、農林水産業関係）、住宅などに対するいろいろな貸付制度があります。これらの貸付金に関する相談を次のところで受け付けています。

業務内容：各種貸付金制度の紹介、各貸付金の相談先、申込先の紹介

鳥取県西部地震被災者等貸付金制度相談窓口

- 鳥取県経営流通課内（鳥取市東町1-220鳥取県庁） ☎0857-26-7249
- 鳥取県西部農林局農工商課内（米子市税関1-160鳥取県西部総合事務所） ☎0859-31-9636
- 米子市災害対策相談窓口（米子市加茂町1-1米子市役所） ☎0859-23-3099-3082
- 境港市地震災害総合相談窓口（境港市上道町3003境港市役所） ☎0859-47-1069
- 西伯町商工会内（西伯郡西伯町法勝寺371-1） ☎0859-66-2035
- 日野町商工会内（日野郡日野町榎南341-2） ☎0859-72-0249

県税の減免等について

●減免 被害を受けたかたは、不動産取得税と個人事業税が次のとおり減免されます。

○不動産取得税

要件	減免額される額
災害により失われたり、損かした不動産に代わる不動産（代替不動産）を被災後5年以内に取得した場合	A×B×税率＝減免額 A:代替不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積
取得した不動産が、取得の直後に災害により失われたり、損かした場合	A×B×税率＝減免額 A:被災不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積

注)代替不動産、被災不動産の1㎡価格とは全国的に統一した基準で評価した価格（購入価格や建築工事費とは異なります。）を延床面積で除した価格です。

○個人事業税

要件	事業所得	減免の割合
災害により、事業用資産の損害金額がその資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業所得が1,000万円以下である場合	500万円以下	全
減免される額：平成11年の事業所得に対する税が次のとおり減免されます。	500万円を超え 750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1

●県税の申告書等の提出期限の延長

被害を受けたかたの県税の納税者または特別徴収義務者は申請に基づき、申告などに関する書類の提出、納付または納入の期限が延長されます。（災害が終わってから2か月）

●徴収の猶予

県税の納税者または特別徴収義務者がその財産に災害を受け、県に徴収金を一時に納付（納入）することができないと認められるときは、申請にもとづき徴収が猶予されます。

【問合せ先】 鳥取県西部県税事務所（米子市税関1-160） ☎0859-31-9621
鳥取県庁 税務課（鳥取市東町1-220） ☎0857-26-7053

住宅が全壊した世帯に支援金が支給されます

○支給対象

鳥取県内に居住する住宅が全壊した世帯（半壊で解体となった住宅も含む）

○対象となる経費

・生活に必要な物品の購入費または修理費、移転費（最高70万円）
・世帯の状況に応じた物品（ペーパーベッド、学習机など）の購入費または修理費、交通費、礼金、医療費など（最高30万円）

○支給金額

世帯収入額合計	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢は問いません	100万円	75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

○申請窓口 市町村役場

○必要な書類 支援金支給申請書、住民票または外国人登録簿記載書類、災証明書（写しでも可）、所得証明書、預金通帳の写しなど

【問合せ先】

市町村役場

鳥取県庁防災危機管理室 ☎0857-26-7873

高等学校授業料が減免されます

●減免が受けられる場合

鳥取県西部地震により資産が著しく損なわれ、授業料の支払いが困難である場合であると認められるときは高等学校生徒の授業料が減免されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・生徒の属する世帯の所得が一定の基準を上回る場合
- ・日本育英会、その他の奨学金の貸与または給付を受けている場合

●減免の種類

全額免除：家屋が全壊または半壊した場合
半額免除：上記以外の場合（一部破損など）

●必要な書類：減免申請書、災証明書（写しでも可）、所得課税証明書（世帯全員）

【申込・問合せ先】 各高等学校

県では、このほかにも健康や住宅に関する相談窓口なども設置しています。気軽に利用してください。

被災状況、被災者の皆さんへの支援制度やいろいろなお知らせを県のインターネットホームページ「とりネット」に掲載しています。

URL <http://www1.pref.tottori.jp/>

鳥取県

平成12年（2000年）10月18日 日本海新聞

鳥取県からののお知らせ

「鳥取県西部地震」により被災されたかたへの生活再建支援

鳥取県西部地震により被災されたかたがたに対し、県では、次のような相談窓口を設置しましたので、気軽にご相談ください。

- 生活・福祉・医療関係（災害援護資金、住居の修繕・改築のための資金など）
県庁福祉保健課（☎0857-26-7144）、県庁環境政策課（☎0857-26-7184）
県庁住宅課（☎0857-26-7408）※住宅金融などの貸付手続きは最寄りの金融機関へ
 - 商工業・サービス業関係（中小企業等の運転資金・設備資金など）
県庁経営流通課（☎0857-26-7249）、県西部農林局（☎0859-31-9636）
米子市災害対策相談窓口（☎0859-23-3099）
境港市地震災害総合相談窓口（☎0859-47-1069）
西伯町商工会（☎0859-66-2035）、日野町商工会（☎0859-72-0249）
 - 農林水産業関係（被害農業者、林業者、漁業者等に対する各種貸付金など）
県庁農政課（☎0857-26-7256）、県米子地方農林振興局（☎0859-31-9641）
県日野地方農林振興局（☎0859-72-2002）、
県境港水産事務所（☎0859-42-3167）
 - 県税関係（不動産取得税及び個人事業税の減免など）
県庁税務課（☎0857-26-7053）、県西部県税事務所（☎0859-31-9621）
- ※または、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

お知らせ「2001年版県民手帳」予約受付中!

使いやすいポケットサイズの日記式手帳です。

別冊／資料編（県勢、市町村勢一覧、各公共機関・宿泊施設便覧、観光案内、各市町村の主要年中行事など）、東京都・大阪府地下鉄路線図
価格／500円 発売時期／10月下旬
【申込・問合せ先】 鳥取県統計協会（県庁統計課内）（☎0857-26-7103）
市町村統計主管課

鳥取県庁への郵便物は〒680-8570 鳥取県庁 ●●●課で届きます。 ●インターネットURL
〒680-8570 鳥取県庁 広報課 【☎0857-26-7021・7754・7755 FAX0857-29-6621】 【とりネット】<http://www1.pref.tottori.jp/>

イベント 林業試験場まつり

日時／10月22日（日）午前10時～午後3時

会場／県林業試験場（河原町稲常）

- 内容／
- 展示：試験研究成果、林業機械 ほか
 - 体験：木工教室、リースづくり、丸太切り ほか
 - 実演：高性能林業機械 ほか
 - 21世紀の森散策
 - なめこ汁サービス（先着500人）
 - その他：郷土芸能、農林水産物の即売

※当日は、無料シャトルバスを運行します。
鳥取駅南口発（9:30、9:50、11:30、12:30）、
鳥取県庁発（9:30、11:30）

【問合せ先】 県林業試験場（☎0858-85-2511）

お知らせ 里親制度をご存じですか？

10月は里親月間です

里親制度は家庭の事情により、家庭で養育できない児童を、温かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭に預けて、その家庭で養育し、児童の健全な育成を図るための制度です。里親の認定は、児童相談所が行った家庭調査をもとに、知事が行います。なお、養子縁組をする「養子里親」についても、気軽にご相談ください。

【申込・問合せ先】 中央児童相談所（☎0857-23-1031）
倉吉児童相談所（☎0858-23-1141）
米子児童相談所（☎0859-33-1471）



10月21日（土）午前10時15分～10時30分（山陰放送）

- きこパワーの不思議
- 21世紀農業の学習拠点～農業大学校～

平成12年（2000年）10月19日 日本海新聞

鳥取県西部地震で被災された皆さんへ

鳥取県では、被災者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、さまざまな支援を行っています。

■住宅の再建のために

●住宅の改築や石垣などの補修に対し市町村と協力し復興補助金を交付します

区分	対象者	補助限度額	申込期限など
建設 購入	自ら所有し居住されている住宅が被災されたかたで、り災住宅に代わる住宅を新築、購入されたり(り災住宅と同一市町村内に限る)、り災住宅の過半の増改築を行うかた	300万円	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの。
住宅 補修	自ら居住する住宅の所有者で、被災した住宅を補修または既存面積の半分以上の増改築を行うかた(敷地内の給排水・電気ガス工事、液状化などによる整地工事なども含む)	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。
石垣・擁壁	崩落により、自分の住宅や他人の住宅などに被害を及ぼしたり、道路、水路など地域住民の生活に支障をきたすと認められる石垣や擁壁を修理したり撤去するかた	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。

※事業の実施について市町村によって、取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。 **問合せ先 各市町村**

●住宅金融公庫などから災害復興住宅融資などを受けられたかたに利子を助成します

対象者	住宅が被災し、新たな家の建設(同一市町村内)及び住宅や石垣、擁壁などの補修に要する資金を、住宅金融公庫や民間金融機関などから受けたかた ※ただし、補修の場合は10万円以上のものが対象となります。
利子助成の対象となる貸付限度額	○建設の場合 2,080万円 ○補修の場合 970万円
助成する利率	融資が行われた日から6年間、最高2.1%の利子を助成します。
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの
その他	利率、償還期間などは各資金によって異なります。資金についての詳しいことは、融資を受けられる金融機関などにお問い合わせください。

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

●住宅金融公庫や民間金融機関などから、住宅の建設(同一市町村内)や補修などに要する資金の融資を受けられたかたに対し、上乗せして融資する制度を設けます。この上乗せ融資は、融資が行われてから6年間は利率が0%になります。

区分	建設の場合	補修の場合(10万円以上のもの)
上乗せ融資限度額	400万円	200万円
償還期間	20年以内(据置期間なし)	10年以内(据置期間なし)
利率	年2.1%(融資が行われてから6年間は0%)	
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの	

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

■住宅を借りられるかたのために

●被災されたかたが、民間賃貸住宅に入居された場合、市町村と協力して家賃を助成します。

助成限度額 1か月当たりの家賃が6万円以上の場合:3万円
1か月当たりの家賃が6万円未満の場合:家賃の2分の1の額
助成期間 契約の日から1年間(ただし、最長平成13年12月31日まで)
※事業の実施について市町村によって取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

問合せ先 **各市町村**

●被災されたかたが県営住宅に入居された場合は、1年間家賃を全額免除します。

被災されたかたが、県営住宅に入居される場合は、所得要件など入居資格に関係なく入居できます。平成13年9月まで家賃を全額免除し、敷金についても平成13年9月まで徴収を猶予します。
※ただし、当初募集した43戸は既に満室となりましたので、今後、空室が発生した場合に申込を受け付けます。

問合せ先 **県米子土木事務所建築住宅課(☎0859-31-9751)**



■心身の健康のために

●「震災・心の健康ホットライン」を開設しています。

被災地の住民のかたの心身のストレスや精神的不安などに関する相談をお受けする専用電話を設置しています。気軽に相談してください。

設置期間:平成13年3月31日まで
相談時間:午前8時30分～午後5時まで
相談窓口:○西部健康福祉センター(米子保健所) ☎0859-31-2220
○西部健康福祉センター(米子保健所・根雨支所) ☎0859-72-2220



■修繕工事などを契約されるかたへ

●修繕工事などの契約は慎重に

地震発生以降、県消費生活センターに修繕工事などの契約に関する相談が多数寄せられています。契約する前に、もう一度次のことに注意して慎重に契約しましょう。

- ◆工事方法、金額などの説明を十分に受けましょう。高額の場合は複数の業者の見積り进行比较することも必要です。
- ◆契約書は必ず受け取りましょう。
- ◆訪問販売では、契約書を受け取った日から8日以内であれば契約の解除(クーリング・オフ)ができます。解除したいときは、書面で行うなど適切に対応しましょう。

※次の場合はクーリング・オフができない場合もあります。
①墓石・灯ろうの修理など法律の対象外の商品など
②契約の意思を示して業者を訪ねたとき

このほかにも、契約や商品などについて困ったり、疑問に思われることなどがありましたら、気軽にご相談ください

問合せ先 **県消費生活センター(☎0859-34-2648)**

鳥取県

平成12年(2000年)12月6日 日本海新聞

